

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成21年6月12日京都市条例第10号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

緊急の少子化対策として、健康保険法施行令において、出産育児一時金を4万円引き上げることとなったため、本市国民健康保険事業についても、平成23年3月31日までの間、次のとおり、出産育児一時金の特例を定めることとしました。

出産育児一時金の支給額

区 分	原 則	特 例
下記以外の出産	350,000円	390,000円
健康保険法施行令第36条ただし書に規定する出産（産科医療補償制度に加入する分娩機関における出産）	380,000円	420,000円

この条例は、平成21年10月1日から施行することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年6月12日

京都市長 門川大作

京都市条例第10号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「350,000円以上380,000円以下の範囲内において別に定める」を「, 次の各号に掲げる出産の区分に応じ当該各号に掲げる」に改め, 同項に次の各号を加える。

(1) 次号の出産以外の出産 350,000円

(2) 健康保険法施行令第36条ただし書に規定する出産 380,000円

附則に次の1項を加える。

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金の特例)

16 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金に係る第7条の規定の適用については, 同条第1項第1号中「350,000円」とあるのは「390,000円」と, 同項第2号中「380,000円」とあるのは「420,000円」とする。

附 則

この条例は, 平成21年10月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)